充実の支援制度。

＜市単独で最大 7.5 億円を助成。＞

三沢市企業立地促進条例（奨励金・補助金）

■ 製造業・物流関連産業・研究関連産業・情報通信関連産業・その他の業種

【一般】

要件	【ア】誘致企業又は地元企業であること。 【イ】工場等を新設又は増設すること。 【ウ】操業後 1 年経過の日までに工場等取得費用が 1 億円を超えること。 【エ】工場等の新設又は増設に伴う新たな雇用（本市以外の工場等からの異動を含む。）により増加する従業員（派遣従業員である者を除く。）の人数が、10人を超えること。		
交付		立地促進奨励金	雇用促進奨励金
	業種	①製造業 ②物流関連産業 ③研究関連産業 ④情報通信関連産業 ⑤その他の業種	①製造業 ②物流関連産業 ③研究関連産業 ④その他の業種
	交付額	新設又は増設した工場等の固定資産評価額×10/100（上限1億円）（一括または3年分割交付）	奨励金対象従業員から10人を減じた人数×30万円（上限5,000万円）（10万円 / 年×３年間）

【特定】

要件	【ア】誘致企業又は地元企業であること。 【イ】工場等を特定地域内に新設又は増設（既設の工場等のほかに特定地域内に工場等を新たに設置する場合に限る）すること。 【ウ】操業後1年経過の日までに工場等取得費用が3億円を超えること。 【エ】工場等の新設又は増設に伴う新たな雇用（本市以外の工場等からの異動を含む。）により増加する従業員（派遣従業員である者を除く。）の人数が20人を超えること。 【オ】本市と立地協定を締結した日から5年以内に操業を開始すること。		
交付		立地促進奨励金	雇用促進奨励金
	業種	①製造業 ②物流関連産業 ③研究関連産業 ④情報通信関連産業 ⑤その他の業種	①製造業 ②物流関連産業 ③研究関連産業 ④その他の業種
	交付額	新設又は増設した工場等の固定資産評価額×20/100（上限5億円）（一括または3年分割交付）	奨励金対象従業員から10人を減じた人数×50万円（上限1億円）（10万円 / 年×５年間）

※特定地域とは、都市計画法に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に規定する産業導入地区、工場立地法による工場適地その他市長が特に認める地域です。

■ 情報通信関連産業

要件	●賃借一般 【ア】誘致企業又は地元企業であること。 【イ】工場等を賃借により新設又は増設すること。 【ウ】工場等の新設又は増設に伴う新たな雇用（本市以外の工場等からの異動を含む。）により増加する従業員の人数が5人を超えること。	●賃借特定 【ア】誘致企業又は地元企業であること。 【イ】工場等を賃借により新設すること。 【ウ】工場等の新設に伴う新たな雇用（本市以外の工場等からの異動を含む。）により増加する従業員の人数が20人を超えること。

交付		雇用促進奨励金	オフィス賃借料等補助金			情報通信費等補助金
	一般 賃借一般	奨励金対象従業員から５人を減じた人数×30万円（上限 5,000万円）（10万円 / 年×３年間）	賃借料	賃借一般	年間賃借料×25/100（年額上限600万円）（３年間交付）	年間情報通信費等×50/100（年額上限 2,000万円）（県の制度の助成を併用する場合：25/100・上限 1,000万円）（５年間交付）
				賃借特定	年間賃借料×50/100（年額上限1,200万円）（５年間交付）	
	特定 賃借特定	奨励金対象従業員から10人を減じた人数×50万円（上限1億円）（10万円 / 年×５年間）	改修費	賃借一般	改修費用×25/100（上限 1,000万円）	
				賃借特定	改修費用×50×100（上限 2,000万円）	

環境保全施設等奨励金					
業種	①製造業 ②物流関連産業 ③研究関連産業 ④情報通信関連産業 ⑤その他の業種	対象施設	環境保全施設（公園、緑地、排水路等）福利厚生施設（体育施設、集会場、託児施設、社員住宅等）防災保安施設（消防施設、街路灯、除雪車両等）	交付額	施設設置費用×20/100（上限 5,000万円）（一括または３年分割交付）

研修期間補助金			
業種	①製造業 ②物流関連産業 ③研究関連産業 ④情報通信関連産業 ⑤その他の業種	交付額	新設又は増設に伴い新たに雇用する従業員に対して行う年間人材育成事業費×50/100（年額上限 500万円）（５年間交付）

※オフィス賃借料等補助金、情報通信費等補助金及び研修期間補助金の総額が1億円を超えるときは、その限度額は1億円です。
※奨励金対象従業員とは工場等の新設又は増設に伴い新たに雇用された従業員のうち、市が定める基準日において引き続き３ヶ月本市に住所を有する従業員

その他優遇支援制度

■ 原子立地給付金（電気料金の割引）

制度の概要	電力会社から電気の供給を受けている原子力発電施設等の周辺地域の企業及び家庭に対し、給付金を交付する。	
対象者	対象地域内において、基準日（毎年 10 月 1 日）に電力会社と電気受給契約を締結している企業及び家庭	
交付内容	企業	187 円 /kW・月
	家庭	750 円 / 口・月

問合せ先：一般財団法人電源地域振興センター TEL 03-6372-7309

■ 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金

制度の概要	原子力発電施設等の所在及び周辺地域への企業立地を支援するため、企業の電気料金に対して給付金を交付する。	
対象者要件	対象地域内において、工場・事業所等を新設・増設した企業で、以下の要件を満たす者 【1】新設・増設に伴う契約電力の増があること 【2】新たな雇用の増加人数が３人以上であること 【3】次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること ア．製造業に属する事業 イ．企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業 ウ．企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により県又は市から金銭的な支援を受けているもの 【4】投資額（特例加算を受ける場合） 製造業等で、投資額が新設 1,000万円（増設 500万円）以上であること	
交付期間	新設・増設した半期の翌半期から８年間	
交付内容	◎交付額は、次の式により求めた額と交付限度額（算定電気料金支払電気料金）のうち最も低い額 【電力給付金分（契約電力 ×（算定単価ー交付金単価）×月数）＋特例加算分（増加雇用人数×15万円】	
	雇用創出効果	契約電力上限
	３人以上20人未満	1,500kW
	20人以上	2,500kW
	区分（実支払電気料金 / 契約電力×月数）	算定単価
	1,500 円未満	600 円
	1,500 円以上　1,600 円未満	640 円
	1,600 円以上　1,700 円未満	680 円
	1,700 円以上　1,800 円未満	720 円
	1,800 円以上　1,900 円未満	760 円
	以後 100 円刻み	以後 40 円刻み
	交付金単価	
	187 円 /kW	

問合せ先：一般財団法人電源地域振興センター TEL 03-6372-7307

税に関する優遇制度

法令等の種類					地域未来投資促進法	原子力発電施設等立地地域特別措置法
国税	法人税	特別償却	対象業種		地域経済牽引事業	ー
			取得原価		2,000万円以上（国による事業の先進性等確認手続きが必要）	ー
			償却割合	機械等	40/100（税額控除の場合は 4/100）	ー
				建物等	20/100（税額控除の場合は 2/100）課税免除	ー
地方税	県税	不動産取得税			課税免除	不均一課税
		事業税			ー	不均一課税
					ー	３年間
		適用基準	対象業種		地域経済牽引事業	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業※
			取得原価		１億円超	2,700万円超
	市税	固定資産税			課税免除（３年間）	不均一課税（３年間）
		適用基準	対象業種		地域経済牽引事業	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業※
			取得原価		１億円超	2,700万円超

※製造業以外の業種は増加する雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）の数が 15 人を超えるものに限る。